

平成二十五年四月三日

青森県教育委員会第七百七十一回定例会

期日 平成二十五年四月三日(水)
場所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 議 案

議案第一号 青森県教育委員会と青森大学との連携に関する協定について 1
議案第二号 県重宝及び県名勝の指定について 4

三 その他

青森県立高等学校入学選抜研究協議会からの報告書提出について 5
青森県立学校校舎等利活用検討委員会の検討結果について 6

四 閉 会

議案第一号

青森県教育委員会と青森大学との連携に関する協定について

青森県教育委員会と青森大学との連携に関する協定を次案のとおり締結する。

青森県教育委員会と青森大学との連携に関する協定書（案）

青森県教育委員会と青森大学は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青森県教育委員会と青森大学が、密接な連携のもと、本県の学校教育、生涯学習及びスポーツ等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 青森県教育委員会と青森大学は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携し協力する。

- （1）経営学、社会学、情報科学、薬学などに関する専門的な教育を活用した学校教育の充実及び調査研究に関すること。
- （2）生涯学習・スポーツの振興に関すること。
- （3）その他双方が必要と認める事項に関すること。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、青森県教育委員会と青森大学が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、青森県教育委員会と青森大学が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年4月11日

青森県教育委員会教育長

青森大学学長

青森県教育委員会と青森大学との連携に関する協定書（案）

青森県教育委員会と青森大学は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青森県教育委員会と青森大学が、密接な連携のもと、本県の学校教育、生涯学習及びスポーツ等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 青森県教育委員会と青森大学は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携し協力する。

- （1）経営学、社会学、情報科学、薬学などに関する専門的な教育を活用した学校教育の充実及び調査研究に関すること。
- （2）生涯学習・スポーツの振興に関すること。
- （3）その他双方が必要と認める事項に関すること。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、青森県教育委員会と青森大学が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、青森県教育委員会と青森大学が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年4月11日

青森大学学長

青森県教育委員会教育長

議案第二号

県重宝及び県名勝の指定について

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県名勝に指定する。

一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝	鹿角製櫛（二ツ森貝塚出土）	一点	青森市大字新城字天田内一五二の一五	青森県
県重宝	人物線刻石冠（近野遺跡出土）	一点	青森市大字新城字天田内一五二の一五	青森県

二 県名勝に指定するもの

種別	名称	所在地	所有者
県名勝	清藤家庭園	平川市大光寺一滝本一二三番地	清藤六郎

[その他]

青森県立高等学校入学者選抜研究協議会からの報告書提出について

今後の入学者選抜制度の在り方について、検討を依頼していた青森県立高等学校入学者選抜研究協議会から、その検討結果をまとめた報告書が、昨年度末3月26日に教育長へ提出されました。

報告書の主な内容は次のとおりです。(□内は報告書から抜粋)

1 受検機会の一本化

前期・後期2回の入学者選抜によって長期化していた選抜日程を短縮し、入学者選抜の実施日を可能な限り遅らせるために、受検機会を一本化することが望ましい。

2 欠員補充のための選抜の実施

受検機会の一本化にあたり、1回の入学者選抜により欠員が生じた場合は、補充するための入学者選抜を実施することが望ましい。

3 一般選抜と特色化選抜の実施

一本化により実施される入学者選抜においては、一般選抜と特色化選抜を行うこととし、特色化選抜については、現行制度の課題について改善を図り、実施することが望ましい。

特色化選抜の実施については、一部の普通高校において特色を生かした選抜基準の設定が難しいなどの理由から各高校が必要に応じて実施を選択できるとする意見と、現行制度の成果を生かし全ての高校において実施すべきという意見があったことを付す。

<今後の予定>

- 平成25年度 新制度検討・公表
※新制度案公表後、方針変更がない場合
↓
- 平成26年度 新制度による入学者選抜要項の作成、配布
平成27年度入試(27年3月)新制度による入学者選抜を実施
[現中学校1年生が対象]

[その他]

青森県立学校校舎等利活用検討委員会の検討結果について

1 検討委員会からの検討結果報告

- 日時：平成25年3月26日（火）14：00～14：15
- 場所：教育長室
- 内容：検討委員会から教育長へ利活用の方向性について報告
（検討報告書提出／マスコミ公開）
- 公表：検討報告書を県教委HP上に掲載

2 検討委員会の検討結果（閉校後の校舎等の利活用の方向性）

青森戸山高等学校及び八戸南高等学校の閉校後の校舎等（以下「閉校後の校舎等」という。）の利活用の方向性については、以下のとおりとする。

（1）利活用の方向性

閉校後の校舎等については、県立学校施設として利活用を図ることが適切である。

（2）利活用候補校

閉校後の校舎等の利活用候補校は、次のとおりとする。

- ① 青森戸山高等学校の利活用候補校
青森商業高等学校、青森第二養護学校
- ② 八戸南高等学校の利活用候補校
八戸工業高等学校、八戸水産高等学校、八戸第二養護学校

（3）利活用校の決定

閉校後の校舎等の利活用校の決定に当たっては、「青森県県有施設利活用方針」を踏まえ、各利活用候補校が抱える課題について効果的に解消を図るという観点から、次の点にも留意しながら総合的に判断することが適切である。

- ① 児童生徒の発達段階に応じた学習活動が円滑に展開できる学校施設の整備に努めること。
- ② 近年の教育内容・方法の変化に伴い、時代に即した機能的な施設環境を確保するなど、教育環境の質的向上に努めること。
- ③ 県有施設以外の施設の取扱いを含め、利活用候補校と十分な調整を図るよう努めること。

3 その他（平成25年度の予定）

県教育庁内に庁内検討組織を設置し、検討委員会からの報告を踏まえ、各利活用候補校との個別協議を経て、具体的な利活用策（利活用校）を決定・公表する。